（免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十一条の三　総務大臣又は総合通信局長が免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（免許記録の閲覧の請求）

第二十一条の四　免許人は、当該免許人に係る免許記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総務大臣又は総合通信局長に請求しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

（免許事項証明書の様式）

第二十一条の五　免許事項証明書の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。

［新設］

（免許事項証明書の交付の請求等）

第二十一条の六　免許人は、法第十四条の二の規定により当該免許人に係る免許事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　法第六条若しくは第二十七条の三又は第十六条第一項若しくは第二十条の八第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、第一項第四号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の免許に係るその他の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

［新設］

（免許記録の変更等）

第二十二条　免許人は、法第二十一条第二項の規定により免許記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　前項の届出書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　法第二十一条第一項の規定による免許記録の変更に係る免許人に対する通知は、第二十一条の二の規定を準用する。

4　総務大臣又は総合通信局長は、法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により免許記録の変更を行うことがある。この場合において、総務大臣又は総合通信局長は、当該免許記録に係る免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（免許状の訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

［新設］

［新設］